

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（目時重雄君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は10人であります。

よって、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号により進めてまいります。

◎議案第55号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第1、議案第55号 指定管理者の指定期間の変更についてを議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） おはようございます。よろしくお願いいたします。

議案第55号 指定管理者の指定期間の変更についての報告書。

議案の要旨。

十和田湖観光振興センターの指定期間である「令和6年3月1日から令和10年3月31日」を「令和6年3月1日から令和12年3月31日」に変更しようとするものであります。

議案可決の理由。

本議案は、十和田湖観光振興センターの開業予定が大幅に延期となったことにより、指定管理者である鹿印合同会社から収益機会の損失が生じたこと等による指定期間の見直しの申入れを受け、指定期間終期を2年間延長することとしたものであり、妥当なものであります。

よって、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。反対意見はありません。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出します。

令和6年6月19日。

小坂町議会議長、目時重雄様。

総務福祉常任委員長、菅原明雅。

以上であります。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。
8番。

○8番（秋元英俊君） 8番、秋元です。

常任委員会の中で、収益機会の損失が生じたことによる指定期間の見直しの申入れ、この指定期間を2年間延長したその根拠といたしますか、例えばその収益損失が2年間で要するにプラス・マイナス・ゼロになるとか、そういう状況にあったのかどうか、2年間延長した根拠となるものを当局側から提示されたのかお聞きします。

○議長（目時重雄君） 委員長。

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 資料としては提出されませんでした。

○議長（目時重雄君） 8番。

○8番（秋元英俊君） そうすれば、なぜその2年間延長したかということについて賛成したのでしょうか。2年間の延長の根拠が示されているのであれば、妥当だという話が出ると思うのですが、根拠もなく、ただ2年間延長してくれという鹿印合同会社の言い分がちょっと見えてこない。そういう状況を常任委員会で話し合ったのかどうかというのが、私、考えているところなのですが、資料も何も示されていない中で妥当と認めた理由はどの辺にあるのでしょうか。

○議長（目時重雄君） 委員長。

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 委員会の中で、今、議員が言われたような不安を持った方は確かにいたと思います。それで、率直に申して、執行部側の説明不足ということは否めないという思いはありました。ですから、反対の意見もあったわけではありますが、ただ、私が一番最初にまず思ったことは、「木を見て森を見ず」ということわざがあります。事物の末梢的な部分にこだわり過ぎて、本質や全体を捉えられないことの例えかと思いますが、この場合の森、つまり本質、全体というのは何かというと、やはり10月10日の道の駅オープンを何が何でも進めなければいけない、しかも、多くの方の賛成によって、進めなければいけないということを思いました。

去年1年間、町は多くの方々にご迷惑をおかけしたわけで、万が一、指定管理者が決まらないで、そしてさらに延期などということがあってはいけないとまず最初に私は思いました。

確かに説明不足な感は否めないと思います。しかし、やはり木を見て森を見失ってはいけない。やはり何が何でも10月10日のオープンは、気持ちよくスタートさせなければ、町は何をやっているのだということになりかねません。そのことをまず強く思ったわけであります。

ご存じのように、道の駅は国交省の担当でありますので、国からの予算を頂きながら、2年も延期することが万が一あれば、これはもう大変なことになる。大きな失態となると私は考えました。これは個人の意見です。ということで、やはり何とか可決をして、そして指定管理者が万が一見つからないという最悪の事態は避けなければいけないと考えたわけであります。

その際、委員会の中で疑問に思ったこと、具体的には、指定管理者の期間の変更について、口頭での約束だということがあったのですが、その後、執行部のほうから、指定管理期間の変更について、損害賠償請求をすることは考えないという覚書を頂いたという報告をいただきましたので、何とか進めていただきたい。確かに、議員が言うように、数字で2年間の保証を伸ばした理由をしっかりと委員会として対応しなければいけなかったという部分に関しては、もっともだと思います。

こういうことでよろしいでしょうか。

○議長（目時重雄君） 8番議員、質疑中に申し訳ないけれども、これは委員会なり全員協議会でも今質問されることについては事務局から説明されております。そういうことで、今日は、皆さんから質疑をやっていただいたので、この後、討論をいただき、そして採決していきたいと考えております。

質疑はこれで打ち切ってよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものとして終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

8番。

○8番（秋元英俊君） すみません、議長の言うとおりの、討論のほうで話すべきことだったかもしれませんが、どうしてもその2年間延長という根拠が当局側から示されていない、ただただ2年間の延長という状況で、損失等の理由は上がっているのですが、そういうことを踏まえて、きちんとした説明、先ほど委員長のお話の中でも説明不足という状況があったとは思いますが、その辺が釈明できていないなということであります。

いずれ私も、今、委員長言ったように、小坂町の会社が手を挙げていただいたという状況

の中で、小坂町の経済ということも考えると反対する理由などはないのですが、どうしても、その辺の2年間ということが頭から離れない。もしかしたら、損失の分、それから、この会社が金融機関から融資を受けている状況の中で、指定無担保ということが書いてありました。無担保ということは会社としては大変ありがたいですが、金融機関としては、その指定期間、決められた期間をもって、その条件が無担保という状況にあったのかなと思います。でも、それは恐らく、金融機関からその2年間延長した部分で、ちゃんと無担保ではあるけれども、その条件が担保になっているのかなという状況で自分なりに理解しました。

先ほど言ったように、反対する状況ではないのですが、その辺の説明不足ということは、もう一度、当局側に話はきちんとしていただきたいというのをお願いして、討論とします。以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか、討論ありませんか。

4番。

○4番（鹿兒島 巖君） 私は基本的にこの指定変更について賛成の立場で討論させていただきます。

本件については、専ら町側のいわゆる過失による事案であります。いわゆる法的に言えば、民法第709条及び710条、これに関わることになるわけであります。民法709条、債務不履行は、「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」、こういう規定であります。また、この損害を与えたということに関しては、滅失利益ということになるわけで、滅失利益とは、契約違反や不法行為がなければ得られたであろう利益のことで、消極損害の一種ということになるわけであります。本件でいえば、町側の過失がなければ、当然、指定管理を受ける側としては得た利益があった、これが滅失したということに対する責任になります。

もう一つは、いわゆる損害賠償の問題、これは709条の不法行為について次のように規定されているわけであります。「故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う」という規定があります。

そしてまた、民法710条、これは慰謝料の関係になるわけで、今言った流れの中で、当然、不法行為によって生じたということに対する慰謝料の請求する権利を有するわけで、こういった法律上のことをいろいろ突き合わせていきますと、本来はこれは裁判で云々という話になりますが、行政がこの問題についてこういった裁判に応じること自身がいいのかどうか、やはり基本的に100%町側の過失による行為に対して、これを裁判で争って云々という

問題ではないだろう。この問題を円満に解決するためにはやはり一定の損失を受けた側に対する配慮が必要であろう、その配慮をする関係の中で、少なくとも契約期間の延長を図って、滅失利益等について、あるいは慰謝料の問題について、この中で含んで解決をするという対応はあってしかるべきであろうという観点から、私は本件についてはそういう解釈をした上で賛成を申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（目時重雄君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

議案第55号を委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（目時重雄君） 起立多数であります。

よって、議案第55号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第2、議案第56号 令和6年度小坂町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

7番。

○7番（木村則彦君） 補正予算書の12ページの十和田湖観光振興センター費の広告料のところ、初日の説明では、まず新聞広告ということで説明を受けましたけれども、もう少し詳しい中身と、あとオープンするに当たっての宣伝の戦略について、担当課長からお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 補正予算で計上しているものは、現在は、全て新聞による広告欄の掲載費となっておりますが、町が様々な観光団体とかDMO、いろいろなところに加盟しておりますので、そちらに周知を依頼して、例えばホームページ上で告知するとか、あ

とはいろいろなSNSを町のほうもやっておりますので、そちらに掲載して多くの方の目に触れていただけるような形を取ってまいりたいと思っています。具体的なものはこれから考えて展開していきますので、もし、よりよい方法があるのであれば、お知恵を拝借したいと考えています。

○議長（目時重雄君） 7番。

○7番（木村則彦君） この振興センター、道の駅は、まず十和田湖の活性化が主な目的かとは思いますが、今の十和田湖の観光の入り込みの状況、初日の町長の町政報告の中で、例年、ゴールデンウィーク期間中の入り込み客数について報告しているわけなのですが、今回の町政報告の中では、康楽館通りの観光施設のみの前年比しか説明されていなかったと思います。例年、ゴールデンウィーク期間中の十和田湖の宿泊客数もたしか町政報告の中で報告してあったわけなのですが、その点についてインバウンドを含めた十和田湖のゴールデンウィーク期間中の状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（目時重雄君） 観光産業課長。

○観光産業課長（岩澤秀一君） 町政報告で漏れてしまったことに対しておわびいたします。申し訳ございませんでした。

今年のゴールデンウィーク、令和6年4月27日から5月6日までの10日間の十和田湖における宿泊者数、こちらが2,850人となっております。ちなみに、昨年のゴールデンウィーク、同じく10日間ですが、3,749人となっております。数字上は大きく落ち込んだように見えますが、こちらは1館、大きな宿泊施設が3月31日で廃業しました。そちらが昨年874人でしたので、それを抜きますと、今年は昨年に比べてほぼ同数25人減の99.1%という入り込みでございました。

○議長（目時重雄君） そのほか。7番。

○7番（木村則彦君） 状況は分かりましたけれども、しっかりそのところも町政報告の中で報告して、インバウンドの件も報告していただければいいと思いますし、そういう意味も含めまして、せっかくの機会ですので、道の駅のオープン、これを機会にどんどん宣伝していただければと思います。

以上です。

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑ございませんか。5番。

○5番（椿谷勇次君） 予算書の9ページ、総務費の会計管理費の備品購入費のところですね。恐らくキャッシュレス対応のレジだと思うのですが、こちら、何を何台ぐらい導入予

定でしょうか。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 会計の窓口とか、戸籍の窓口とかに置いているのが年数長くたちましたので、それを更新するものです。新しいのは2台置きます。イメージ的には、スーパーのレジにあるようなお客さんが直接お金を自分で入れて、お釣りも自分で受け取るような、職員とお客さんが接触しないような非接触タイプの機種を考えております。

○議長（目時重雄君） 5番。

○5番（椿谷勇次君） ありがとうございます。

そうですね、キャッシュレスの対応レジで、今マックスバリュさんとかに導入されているようなものをイメージしているのですが、これからマイナンバーとか、マイナンバー保険証とか、色々な機器が新しく導入されてくると思いますので、この予算の600万円ぐらいの半分は、デジタル田園都市国家構想交付金から出ているかと思うのですが、300万円ぐらいの投資をして、その後、また補修費とかいろいろかかってくるかと思うので、ここはどれぐらいキャッシュレスの利用を見込んで導入するかというところを慎重に検討したほうがいいかなと思っています。ほかの自治体さんでいうと、1%ぐらいしか使われていないというデータがあったりするので、小坂町であれば、どれぐらいに対して投資をするかというところはみながら、安いものであれば、例えばキャッシュレスだけしようと思えば、端末だけでいうと8,000円ぐらいで導入できたりとかするので、どういったものを比較検討したのかなということをお聞きしたくて質問させていただきました。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） 詳細に比較した機種等は私は把握しておりませんので、申し訳ありません。

確かに、今、議員がおっしゃるとおり、窓口での利用は多分当町でもそんなに伸びないのではないかなと思います。というのは、既にコンビニ交付とか、役場に来なくてもいろいろ支払いやら手続やらできるようになってきておりますので、その辺、DXの推進という面でレジの機械は更新しますが、さらには役場に来なくてもいいような窓口を目指していく、そういう全国的な流れもありますので、今回、レジを更新することでの効果も含めまして、それ以上に役場全体でDX化というのを進めていくような方向に持っていければと考えています。

○議長（目時重雄君） いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） そのほか、質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第3、議案第57号 令和6年度小坂町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第57号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第4、議案第58号 令和6年度小坂町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第58号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第5、議案第59号 大館圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、別紙の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 細越 満君登壇〕

○町長（細越 満君） 議案第59号 大館圏域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について提案理由をご説明申し上げます。

本議案は、大館市が中心市となって平成29年12月21日に締結した定住自立圏の形成に関する協定について、圏域連携を促進するための新たな分野の取組を追加するものでございます。

大館市においては、このたび、総合計画に当たるおおだて未来づくりプランが新たに策定されましたので、その内容と整合性を図りながら、協定に搭載された連携する取組の内容等について見直しを行うものであります。

このたび、変更の協議が調ったことから、小坂町議会の議決すべき事件を定める条例に基づき、協定の一部を変更する協定の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、慎重ご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（目時重雄君） 総務課長。

○総務課長（窪田圭一君） では、私から詳細の説明を申し上げます。

先日の全員協議会でも一度説明させていただきましたので、重なる部分もあろうかと思いますが、もう一度説明申し上げます。

定住自立圏は、圏域内市町村の魅力を活用して連携・協力することで、圏域全体で必要な生活機能を確保し、人口定住を促進する政策です。

政策分野に挙げた取組を圏域全体で連携実施して、定住自立圏の事業として位置づけることで、特別交付税の包括的財政措置の対象事業となることや定住自立圏構想推進のための事業の優先採択など、財政措置を受けられるメリットがあります。

現在の協定では、連携する取組の分野として3つの政策分野を定めています。「生活機能の強化」「結びつきやネットワークの強化」「圏域マネジメント能力の強化」という3分野です。

今回の変更では、このうちの「生活機能の強化」に係る政策分野について細分化して項目

を増やしています。

議案審議の参考をご覧ください。

これまで、別表第1、「生活機能の強化」に係る政策分野は、「産業振興」の1項目のみでしたが、これに新たに「医療」「環境」「教育」の3項目を追加しています。

1つ目の項目、アの「医療」では、「将来の地域医療を担う若者へのアプローチ」として、地域の医療提供体制を維持し、医療職の人材不足に対応するため、地域医療の将来を担う人材育成など、圏域内の安定的な医療提供体制の確保に資する情報発信に取り組むこととしています。

「初期救急医療体制の充実」は、圏域内の救急医療体制、特に初期救急体制を充実させるための各種事業に取り組むこととしています。

2つ目の項目のイの「産業振興」では、「鳥獣被害対策の推進」として、野生鳥獣による人や農林産物への被害防止のため、圏域内における連携した対策を推進することとしています。

「圏域の観光資源の磨き上げとプロモーション活動の推進」は、圏域内の観光資源を国内外へ発信し、観光PRイベントをはじめとした各種プロモーション活動を推進することとしています。

「圏域内の観光拠点ネットワークの構築」は、これまでと同様の取組です。

ウの「環境」は、これまで「産業振興」の項目の中に掲載していた資源循環型社会に関する3Rの取組をこちらの項目に移動しています。

エの「教育」では、圏域内のスポーツ振興のため、スポーツ施設の相互利用をはじめとした各種事業に取り組むこととしております。

追加の事業等は以上で、協定変更に係る今後の事務手続ですが、今議会での議決を経た後、変更協定を締結して、9月には定住自立圏の共生ビジョンを変更する予定としております。

以上で説明を終わります。

○議長（目時重雄君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

議案第59号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第6、議案第60号 類似町村の地域福祉に関する事務の調査についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、内容の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 提案者から提案理由の説明を求めます。

委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 提案理由を申し述べます。

類似町村の地域福祉に関する調査を実施して、当町議会活動の一助にしたいということがあります。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件に関しては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第60号 類似町村の地域福祉に関する事務の調査についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第7、議案第61号 類似町村の産業・観光振興に関する事務の調査についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、内容の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 提案者から提案理由の説明を求めます。

〔産業教育常任委員長 船水隆一君登壇〕

○産業教育常任委員長（船水隆一君） 類似町村の産業・観光振興に関する事務の調査についてであります。

提案理由といたしまして、類似町村の産業・観光振興に関する調査を実施して、町議会活動の一助としたいというものであります。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第61号 類似町村の産業・観光振興に関する事務の調査についてを採決いたします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の上程、説明、採決

○議長（目時重雄君） 日程第8、議案第62号 類似町村の議会運営に関する事務の調査についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させますが、内容の朗読については省略いたします。

〔職員議案朗読〕

○議長（目時重雄君） 提案者から提案理由の説明を求めます。

〔議会運営委員長 本田佳子君登壇〕

○議会運営委員長（本田佳子君） 議案第62号 類似町村の議会運営に関する事務の調査についてでございます。

提案理由といたしまして、類似町村の議会運営に関する調査を実施して、当町議会活動の一助としたいというものであります。

○議長（目時重雄君） お諮りいたします。

本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件に関しましては、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより議案第62号 類似町村の議会運営に関する事務の調査についてを採決いたします。本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（目時重雄君） 日程第9、陳情第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての陳情の報告書を議題といたします。

本件につきまして、総務福祉常任委員長の報告を求めます。
委員長。

〔総務福祉常任委員長 菅原明雅君登壇〕

○総務福祉常任委員長（菅原明雅君） 陳情第5号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についての陳情の報告書。

1、陳情の要旨。

地方財政の充実・強化のために、国に意見書を提出していただきたいというものであります。

2、陳情採択の理由。

地方自治体は、極めて多岐にわたる行政需要への対応が求められているほか、自治体システムの標準化や多発化する大規模災害への対応も迫られ、地域公共サービスを担う人材不足が深刻化しています。

このことから、2025年度の政府予算、地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保から一步踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に相応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現することが必要です。

よって、本陳情の願意は妥当なものと認め、当委員会は全会一致で採択すべきものと決した次第であります。

少数意見の留保はありませんでした。

上記のとおり、小坂町議会会議規則第71条の規定により報告書を提出いたします。

令和6年6月19日。

小坂町議会議長、目時重雄殿。

総務福祉常任委員長、菅原明雅。

以上であります。

○議長（目時重雄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 質疑はないものと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） 討論はないものと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第5号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、陳情第5号は委員長の報告のとおり採択することに決定されました。

◎意見書案第2号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第10、意見書案第2号 地方財政の充実・強化に関する意見書提出についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案は、さきの陳情第5号の採択によって、国に意見書を提出しようとするものがあります。

よって、本意見書案に関しては、意見書の朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、朗読、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

これより意見書案第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

意見書案第2号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（目時重雄君） 起立全員であります。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

◎報告第6号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第11、報告第6号 議員派遣の件の報告についてを議題といたします。

この件につきましては、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣したので、これを報告いたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件の報告についてのとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、議員派遣の件の報告については終結いたします。

◎決定第6号の上程、採決

○議長（目時重雄君） 日程第12、決定第6号 議員派遣の件についてを議題といたします。

この件につきましては、小坂町議会会議規則第113条第1項の規定により、議員を派遣しようとするときは議会の議決でこれを決定することになっております。

お諮りいたします。

本件につきましては、お手元に配付しております議員派遣の件についてのとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、本件につきましては原案のとおり決定いたしました。

◎閉会中の継続審査申出書

○議長（目時重雄君） 日程第13、閉会中の継続審査申出書についてを議題といたします。

議会運営委員長から、小坂町議会会議規則第69条の規定により、皆様のお手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（目時重雄君） ご異議はないものと認めます。

よって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（目時重雄君） 以上をもちまして、本定例会に予定されました案件は全部終了いたしました。

これをもって、令和6年第4回小坂町議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時50分